

連盟規約

花見川区少年軟式野球連盟

2017年3月1日

連盟規約

第一章 総則

第1条 (名称・所在地)

当連盟の名称は、「花見川区少年軟式野球連盟」(以下、「連盟」という)と称し、本部を会長宅に置く。

2. 連盟は、千葉市少年軟式野球協会(以下、「市協会」という)及び千葉市少年スポーツ連盟(以下、「スポ連」という)並びに千葉県少年野球連盟(以下、「県連盟」という)に所属する。

第2条 (目的)

当連盟の目的は、登録した加盟クラブ団体(以下、「会員」という)を統括し、各クラブの事業目的(少年軟式野球クラブの運営等)を尊重し、その事業活動を支えるとともに、少年野球の普及と振興を図り、学童からなる登録選手(以下、「選手」という)の健全育成に努める。

2. 千葉市花見川区及び近隣地域社会における体育事業発展に貢献し、且つ選手の体育向上に寄与する。

第3条 (機構)

当連盟は、千葉市花見川区に拠点を置く会員で構成し、各会員を統括する機構組織である。

第4条 (事業年度及び、事業内容)

事業年度は、毎年1月1日から、その年の12月31日までとする。

2. 当連盟は、本規約第2条の目的を達成するため、市協会と互恵関係を図り以下の事業を行う。
 - (1) 団体行動の規律・公衆道徳・躰を養い、生活態度の適切な指導を図る
 - (2) 指導者並びに保護者勉強会等、講習会の開催
 - (3) 学童野球の普及発展と技術の向上に努め、野球ルール習得等、講習会の開催
 - (4) 各種野球大会の開催
 - (5) 会員相互の親睦、交流、助成
 - (6) その他連盟の目的達成に必要な事業を行う

第二章 会員及び、新規加盟と登録・合併統合・休部・解散等

第5条 (会員)

当連盟の会員は、千葉市花見川区内の少年軟式野球クラブ団体で組織し、市協会(スポ連を含む)及び県連盟に登録する。

2. 選手は、千葉市内に居住又は通学する学童若しくは、花見川区に隣接する地域・地区に居住する学童とする。
3. 選手の居住地等に特段の理由がある場合は、理事会の承認を必要とする。
4. 花見川区内での選手募集・勧誘・登録に関しては、当該クラブ団体の活動地域(学校区)を基準とし、他のクラブ団体の活動地域(学校区)は、自粛をする事。なお、募集・勧誘・登録に関する細目は、別紙に定める。

第6条 (新規加盟)

当連盟に新規加盟するには、本連盟理事(クラブ代表者がなり、以下「理事」と言う)2名以上の推薦で、理事会の承認を得て新年度からの加盟となる。また、連盟は加盟後、遅滞なく、市協会及び県連盟に届け出る。

2. 年度途中で当連盟に加盟し、季大会等に参加希望する場合は、理事会の承認を得なくてはならない。

第7条 (登録)

会員は、大会運営規定に基づき定期総会までに、所定用紙に必要事項を記入の上、チームの登録をしなくてはならない。

- (1) 選手・指導者・介護員等の年次登録は春季大会の抽選会までに大会委員長に提出すること
- (2) 年度途中で選手及び、指導者等に変更が生じた場合(新規登録、追加登録、抹消登録)は、変更事項を所定用紙に記入の上、各季大会の開会式までに大会委員長に提出すること
- (3) 選手・指導者(スコアラー含む)・クラブ関係者(介護員等)は、スポーツ保険に加入すること

第8条 (合併統合・休部・解散等)

会員同士の統合、会員の休部・解散、連盟からの脱会・除名等は、理事会の承認を必要とし、連盟はその結果を遅滞なく協会に届けるものとする。

2. 年度当初からの休部は、年会費を半額納付とし、登録後の休部・解散・脱会・除名等の場合、基本的に年会費は返却しないものとする。

第9条(協会・連盟主催大会の優先)

当連盟は、県連盟大会、市協会(スポ連を含む)の大会日程を優先し、他の任意団体主催の大会は尊重するが、当連盟の大会日程及び試合開始時間を優先とする。

第三章 役員並びに、役員会

第10条(役員の資格)

役員は、原則として理事並びに会員でなければならない。但し、会長推薦による役員を若干名置く事がある。

第11条(会長等並びに各役職者の選出)

会長以下各役員及び運営役員は、前条の有資格者で、且つ総会で議決承認された者とする。

第12条(役員の役職と定員)

役員に関する事項の細目は、本連盟役員会(以下「役員会細則」という)で別に定める。

第四章 運営組織と会務

第13条(連盟の運営組織と会務)

連盟の事業運営組織、次の総会と役員会等の会議を設置し運営する。

- (1) 総会 「本規約 第15条」に定める
- (2) 役員会 「役員会細則」で別に定める。
- (3) 理事会 「役員会細則」で別に定める。
- (4) 事務局 「役員会細則」で別に定める。

第五章 役員の事務引継

第14条(事務引継)

次の連盟役員の改選等で交代する場合は、文書で事務引継を行う。

- (1) 会長、副会長職者
- (2) 理事長、大会委員長
- (3) 事務局長、事務局会計部長
- (4) その他会長、役員季巫並びに理事会が必要と認めた役職の交代時

第六章 総会

第15条(総会)

事業運営全般に亘る総意を決議する最高議決機関とし、理事(各クラブ代表者)と連盟役員で構成する。

- (1) 総会の構成員は、理事、連盟役員及び監事とする。
- (2) 定時総会は、毎年度終了後の翌日から2ヶ月以内に会長が招集する。
- (3) 臨時総会は、理事会また役員会、若しくは3分の1以上の理事の連名において、開催の要求があった場合に会長が招集する。
- (4) 議決権を有する者は、総会の構成員(理事、役員及び監事)とする。但し、理事と役員が重複する場合、議決権は1票とする。
- (5) 理事(クラブ代表者)が出席出来ない場合は、当該クラブの代表代理者(1名)の出席を認める。但し、双方とも出席出来ない場合は、委任状を提出することを必要とする。
- (6) 構成員の3分の2以上(委任状を含む)の出席を以って総会は成立し、出席者の過半数以上を以って議決する。
- (7) 開催準備は「役員会細則」に定める。

第16条（決議事項）

次の事項は、総会で審議し議決する。

- (1) 機構組織の変更改正に関する事項
- (2) 規約・規定の改訂に関する事項
- (3) 前年度の事業報告と決算報告に関する事項
- (4) 新年度の事業計画並びに、会計予算に関する事項
- (5) 役員会の組織並びに、役員を選出に関する事項
- (6) その他連盟の重要事項

第17条（議長）

総会の議長は会長が務め、会長に差し支えある時は、「役員細則」で定めた順序により、他の役員が議長を務め、総会を円滑に運営する。

2. 総会の開会に際して総会議長就任までの司会進行は、事務局長が務め、総会成立の定数確認と報告を行い、速やかに議長に総会の運営を委ねる。

第18条（役職）

議長は、総会を円滑に運営するため副議長並びに書記等を若干名指名することができる。

第19条（議事録）

総会の記録は、書記が作成する。作成した議事録には議長、副議長、書記並びに総会に出席した「役員会細則」で定めた役員が署名捺印し、事務局長が保管する。

第七章 事業活動

第20条（事業活動）

事業活動に関する事項は、毎年度の総会に於いて「事業計画並びに「事業報告に関する事項」で定める。

第八章 会計

第21条（会計項目）

会計の項目は、次の通りとする。

- (1) 年会費、新規加盟費、各季大会・特別大会参加費
- (2) 市協会登録費、市協会プログラム等、上部団体大会参加費
- (3) 物品販売他等の売上金等
- (4) 賞品代、球場使用料、大会運営費等、行事費、慶弔費、審判活動費、物品仕入等
- (5) 事務費、修理費、広告費、雑費、寄付金、その他
- (6) 繰越金

第22条（会計年度）

原則として第4条の事業年度と同様とする。

第23条（会計年度報告と承認）

連盟の予算並びに年度決算は監査役の会計監査を受け、理事会の承認を得て定時総会に付議し、議決を以って承認する。

第九章 辞令・認定証の交付

第24条（辞令の交付）

- (1) 会長以外の役員、運営委員に就任した者に対し、連盟から辞令及び役員証を交付する。
- (2) 審判部主催の連盟登録審判員・連盟派遣審判員・連盟指名審判員講習会を修了した者に対し、連盟から認定証を交付する。

第十章 出場停止等

第25条(選手の出場停止・延期)

大会期間中に、選手の健康上の理由等で試合開催が不相当と認められた時、審判部長または事務局長が大会委員長に申請し、大会委員長は選手の出場停止または試合の順延することが出来る。

第十一章 教育・処分

第26条(指導者教育)

当連盟は、選手の安全を図るため、事故防止徹底すべく、指導者の教育を行う。

第27条(連盟審判員教育)

当連盟は、審判員の技術向上を目的とした講習会(別紙)を行う。

第28条(処分)

会員の所属クラブ員が当連盟の目的に著しく反した場合は、または次の場合に役員会が諮問した上で措置・処分を行う。

- (1) 公式試合中または試合に準じる時間、練習時、若しくは選手指導時の飲酒
- (2) 酒気帯び、酔っぱらい運転等で交通事故、その他の違反事故を起こした場合
- (3) 禁止薬物等を所持していた場合
- (4) 学童の教育に著しく支障が出ると思われる行為、言動があった場合(体罰的なものを含む)

第十二章 表彰規定

第29条(表彰)

別途表彰規定を定める。

第十三章 慶弔規定

第30条(慶弔)

別途慶弔規定を定める。

第十四章 大会運営規定

第31条(大会運営)

別途大会運営規定を定める。

第十五章 付則

本規約の管理は事務局が所轄する。

平成25年1月31日 改正

平成25年3月1日 施行

役員会細則

第一章 総則

第1条 (目的)

役員会に関する事項は「連盟」規約に定め、他は本細則に定めるところによる。

第二章 役員会

第2条 (開催)

役員会は原則として定期的開催する。但し、必要ある時は臨時役員会を開くことができる。

第3条 (役員会)

役員会とは、次の会議をいう。

(1) 役員会 常任理事及び常任理事待遇で構成する

(注) 常任理事……会長・副会長・事務局長・各部部長・代表監事
常任理事待遇……部長代理・副部長・監事・相談役

(2) 役員会の下で下記の委員会・部会を置く

- ① 財務委員会
- ② 規約委員会
- ③ 渉外委員会
- ④ 大会委員会
- ⑤ 審判部会
- ⑥ その他必要と認めた委員会を置くことができる

(3) 理事会

理事会は、事業全般を統括する意思決定機関であり、各クラブ代表者で構成する。

- ① 理事長を中心に理事で構成する
- ② 理事(クラブ代表者)が出席できない場合は、副代表者又は代表代理者(1名)の出席を認める 但し、どちらも出席出来ない場合は、委任状を提出する事
- ③ 理事が役員を兼ねる場合の議決権は、理事の1票とする

2. 事務局の各担当

事務局は、事業運営と大会運営の役員会に関わる事務管理を統括するために、下記の担当を置く。

- ア) 総務担当
- イ) 会計担当
- ウ) 管理担当
- エ) 大会担当
- オ) 広報担当
- カ) その他必要と認めた担当を置くことができる。

3. 監事会

監事は、連盟の運営管理全般に亘り、管理するため監事会を置く。

第三章 役員会の会務

第4条 (役員会の招集及び議長)

各役員会は、各会議の長が招集し、その会議の議長を務める。

2. 各議長は、各会議を招集した旨を事務局長に連絡する。 但し、各議長に支障が生じ、各役員会を招集できない場合は、副議長や議長代行者が招集して議長を務める。

第5条（役員会の会務）

役員会の会務は、次の通りとする。

- ① 役員会 総会や、理事会の信任を受けて事業運営全般を管理し、執行を図る機関である。又、本会は総会準備委員会を設け、総会準備を行う。
- ② 理事会 総会の信任を受けて役員総意を円滑に事業全般に亘って反映させ、連盟を統理統轄する意思決定機関である。
- ③ 事務局 運営事務・財務管理を統括する。
- ④ 監事会 運営全般に亘る事業並びに、会計監査を行い、その結果を総会、理事会並びに、常任理事会に報告する監理機関である。また、必要に応じ各委員会に出席し、諮問勧告することができる。

第6条（各委員会の会務）

各役員会を円滑に運営するため、各委員会の会務は次の通りとする。

(1) 役員会の各委員会・部会

下記の各委員会・部会を設置し、理事会並びに、常任理事会の付託を受け、各所轄事項を審議し、懸案事項の処理を主宰し、常任理事会や理事会を補佐する。

- ① 財務委員会 財政・財産管理事項等の全般を主宰
- ② 規約委員会 規約・大会運営規定・規律・風紀等の全般を主宰
- ③ 渉外委員会 関係友誼団体・官公庁等対外折衝事項全般を主宰
- ④ 大会委員会 大会運営全般と、大会統括を主宰
- ⑤ 審判部会 大会の試合審判、連盟会員の審判技術の向上を主宰。

(2) 事務局の各担当

事務局は次のような会務があり、事務局長が各担当に割振りと業務の円滑な遂行を図る。

- ① 総務関係 総会準備（総会準備委員会を担当）、連盟の事務処理、各会議の調整連絡。庶務全般事項、事故安
全対策、スポーツ医療対策。連盟ホームページの運営
- ② 会計関係 連盟の会計、物品販売等全般
- ③ 管理関係 連盟の会議議事録作成及び、保存管理。優勝旗等の備品設備、財産管理
- ④ 広報関係 連盟主宰の大会、上部団体の各種大会の試合記録、大会期間中の連絡等全般。大会期間中の全試合記録管理、準決勝以上のスコアブックの作成等。優勝旗・優勝カップ・表彰状・賞品の管理手配、大会期間中の食事、救護・アナウンス嬢等の手配。各季大会の開・閉会式の招待者への連絡、接待、試合結果の広報。試合結果の報道機関への連絡
- ⑤ 大会関係 連盟主宰の各季大会の運営、試合球場の手配並びに、確保等全般。大会球場責任者の割振り、大会旗等の手配・掲揚・試合球（準決勝以上）手配等
- ⑥ 事業関係 各季大会開会式・閉会式の企画と受付・司会・式典進行等の会場設営、運営全般の管理

第7条（チーム代表者(監督)会議とクラブ審判員の登録）

各クラブのチーム代表者(チーム監督)は、連盟のチーム代表者会議(以下「監督会議」という)に出席する。

2. 各クラブは審判講習会受講及び、審判部に登録する事。

- (1) 各クラブチームの指導者は、連盟主催の審判講習会(年2回程度)を受講する事
- (2) 各クラブは連盟審判部に、チーム毎に2名以上登録(連盟登録審判員)する事
- (3) 各クラブ審判員で、審判講習会を3回以上受講した審判員に限り、連盟登録審判員とする
但し、1回以上受講し、技術が顕著な者は、連盟登録審判員とする事が出来る
- (4) 連盟登録審判員の中から若干名、連盟派遣審判員を選任する
- (5) 連盟派遣審判員の中から若干名、連盟指名審判員を選任する
- (6) 連盟登録審判員・連盟派遣審判員・連盟指名審判員の位置付けは、別紙の通りとする

第四章 会議の議事録

第8条 (会議の議事録)

総会、その他の会議に関わる議事録の確認、署名は次の者がする。

- (1) 総会議事録には、議長、副議長、書記並びに総会に出席した副会長、理事長、事務局長が署名捺印する。
- (2) 各会議の議事録には、議長並びに会議に出席した各次長が署名捺印する。
- (3) 各会議の議事録は、事務局長が保管する。

第五章 役員会の役員構成と定員

第9条 (役員会の役員構成と定員)

役員会の役員構成と定員は、別紙の通り定める。

第六章 役員の資格と選任(選出)

第10条 (役員の資格と選任)

役員の資格は、原則として連盟の会員で、各クラブ理事の推薦で総会において、承認された者とする。

- (1) 会長(常任理事)
連盟の副会長から互選し、総会において承認し選任する。
- (2) 会長代理(常任理事)
連盟の副会長から互選し、総会において承認し選任する。
- (3) 副会長(常任理事)
連盟の理事から互選又は、会員の中から会長指名とし、総会において承認し選任する。
- (4) 理事長兼大会委員長(常任理事)
連盟の副会長及び、理事から互選し、総会において承認し選任する。
- (5) 副理事長兼大会副委員長(常任理事)
連盟の理事から互選し、総会において承認し選任する。
- (6) 事業部長(常任理事)
連盟の理事から互選し、総会において承認し選任する。
- (7) 事務局長(常任理事)
連盟の理事及び、会員から互選し、総会において承認し選任する。
- (8) 会計部長(常任理事)
連盟の理事及び、会員から互選し、総会において承認し選任する。
- (9) 審判部長(常任理事)
連盟の理事及び、会員から互選し、総会において承認し選任する。
- (10) 事業部次長(常任理事待遇)
連盟の理事及び会員で、常任理事会で互選し総会において承認し選任する。
- (11) 審判部長代理(常任理事待遇)
連盟の会員で、審判部長が推挙又は、常任理事会で互選し総会において承認し選任する。
- (12) 審判副部長(常任理事待遇)
連盟の会員で、審判部長が推挙又は、常任理事会で互選し総会において承認し選任する。
- (13) 広報次長(理事待遇)
連盟の会員で、常任理事会で互選、任命する。
- (14) 事務局次長(理事待遇)
連盟の会員で、常任理事会で互選、任命する。
- (15) 会計次長(理事待遇)
連盟の会員で、常任理事会で互選、任命する。
- (16) 主任審判員(理事待遇)
連盟の会員で、審判部長が推挙し、常任理事会で互選、任命する。

- (17) 審判部次長(理事待遇)
連盟の会員で、審判部長が推挙し、常任理事会で互選、任命する。
- (18) 指導審判員(理事待遇)
連盟の会員で、審判部長が推挙し、常任理事会で互選、任命する。
- (19) 代表監事(常任理事)並びに、監事(常任理事待遇)
代表監事は連盟の理事で、常任理事会で互選し、監事は連盟の理事及び、会員から推薦し総会において承認し選任する。但し、代表監事並びに、監事以外の役員の重任はできない。
- (20) 相談役(常任理事待遇)
原則として、連盟の役員経験者で、常任理事会で互選し、総会において承認し選任する。
- (21) その他委員・担当職務者
連盟の会員で、常任理事会で互選、任命する。

第七章 役員の職務

第11条 (役員の職務)

会長は、連盟全般の事業運営管理を総括する。又、常任理事及び、常任理事待遇の役員を若干名任命する事が出来る。

2. 会長代理と副会長は、会長に差し支えがある時、これを代行する。
3. 会長は、副会長に対して統括管掌する職務の内、次の職務補佐を委託できる。
 - (1) 会長代行を管掌する会長代理の副会長1名
 - (2) 理事長兼大会委員長を管掌し、理事会・大会運営全般を所轄する副会長1名
 - (3) 財務担当を管掌し、収支決算、財産管理、財務対策を所轄する副会長1名
 - (4) 総務・規約担当を管掌し、総務全般と規約・規律・風紀等を所轄する副会長1名
 - (5) 広報担当を管掌し、記録管理・備品管理・大会(開・閉会式)の手配を所轄する副会長1名
 - (6) 事業・渉外担当を管掌し、年間事業計画・行事関係と渉外を所轄する副会長1名
4. 理事長は、理事会と常任理事会を主宰し議長を務め、連盟全般の事業運営管理を統括する。
5. 副理事長は、担当副会長に差し支えがある時、これを代行することが出来る。
6. 事業部長は、各季大会開会式・閉会式の企画と受付・司会・式典進行等の会場設営、運営全般の管理。
7. 事業部次長は、事業部長を補佐し、部長に差し支えがある時、これを代行することが出来る。

8. 事務局長は、会長及び副会長並びに、理事長・副理事長を補佐し理事長、副理事長に差し支えがある時、これを代行することが出来る。また、総務・事務管理全般を管掌する。
9. 事務局次長は、事務局長に差し支えがある時、これを代行することが出来る。2名の事務局次長は、大会担当と広報担当に職務を分担し、事務局長を補佐する。
10. 会計部長は、収支決算、財産管理、財務対策等と、会計管理事務全般を管掌する。
11. 会計次長は、会計部長に差し支えがある時、これを代行することが出来る。
12. 大会委員長は、連盟の総意を鑑み、常任理事会、理事会の諮問・付託事項に関し、大会委員会を主宰し有効に運営し連盟主催の各種大会開催を統括する。
13. 大会副委員長は、大会委員長に差し支えがある時、これを代行することが出来る。
14. 大会委員は、大会委員長並びに、大会副委員長からの諮問・付託事項を審議し、その結果を報告・決裁・承認及び、懸案事項を処理し、大会を円滑に運営するために大会委員長並びに、大会副委員長を補佐する。
15. 審判部長は、会長・大会委員長と協議し、各種大会の審判全般を統括する。
16. 審判部長代理は、審判部長に差し支えがある時、これを代行する。
17. 審判副部長は、審判部長を補佐し審判部長並びに、部長代理に差し支えがある時、これを代行する。
18. 主任審判員は、審判部長・部長代理・副部長を補佐し、審判員の技術向上に努める。
19. 審判部次長は、審判部長・審判副部長を補佐する。2名の審判部次長は、技術担当と教育担当に職務を分担し、審判部長・部長代理・副部長を補佐する。
20. 指導審判部員は、審判部役員を補佐し、審判員の技術向上に努める。

21. 代表監事は、連盟全般の事業運営管理ならびに、各種大会開催を監査・指導し、問題がある場合には、各会議に出席し具申、勧告する。
22. 監事は、代表監事からの諮問・付託事項を審議し、その結果を報告・決裁・承認及び、懸案事項等処理し、連盟全般の事業運営管理を監査し、代表監事を補佐する。
23. 役員及び、その補佐は、協会行事に参加協力する事。

第八章 役員任期

第12条 (役員任期)

役員任期は、下記の通りとする。

- (1) 会長・副会長及び、常任理事・常任理事待遇の任期は、1期2年間とする。但し、再選は妨げない。
 - (2) 運営役員任期は、1期2年間とする。但し、再選は妨げない。
 - (3) 任期内に前任者が辞任した場合、後任者の任期は前任者の残存任期期間とする。
2. 役員定年制を設ける。
- (1) 各役員任期は、1期2年間とするが、70歳の年度末を持って退任とするが、後任がない場合は、1期2年を限度とする。

第九章 相談役と顧問

第13条 (相談役)

連盟は、役員経験者の中から役員会と、理事会の承認により相談役(常任理事待遇)に任命出来る。

- (1) 連盟役員を歴任した者。
- (2) 連盟運営への適切な助言を得る事が、出来ると認められた役員経験者とする。
- (3) 任期は1期2年間とする。但し、再選は妨げない。

第14条 (顧問選任)

連盟は、常任理事会の承認により顧問とすることが出来る。

- (1) 連盟の役員・理事の歴任者以外で、連盟への貢献と寄与した事が認められた外部有識者とする。
- (2) 任期は1期2年間とする。但し、再選は妨げない。

第十章 付則

本規約の管理は、事務局が所管する。

平成25年 1月31日 改正

平成25年 3月 1日 施行

規約第5条 (会 員)4項の別紙

1. 花見川区内の選手(学童)を募集・勧誘・登録に関しては、原則として下記の決め事とする。
 - (1) 当該チームは活動地域(学校区)を中心とし、他のチームの活動地域(学校区)との重複を避けるよう良識ある活動をする事。
 - (2) 募集・勧誘・登録は、クラブ活動地域(学校区)に戻す事を原則とし、やむを得ず活動地域外の小学校と、その中学校区域内へ進学する選手(学童)の勧誘を認める。
但し、その場合は中学校区へ進学する学校区域内の当該クラブとの合意を得れば、役員会の承認を持って、クラブ5名以内の登録を認めるものとするが、積極的な募集・勧誘・登録等は、良識のある活動をする事。
2. 登録出来る選手(学童)に関しては、原則として次の通りとする。
 - (1) 千葉市内に居住又は、千葉市内の小学校に通学する学童。
 - (2) 千葉市内に居住し、市外に通学(私立小学校等)の学童。
 - (3) 千葉市以外に居住し、千葉市内に通学(私立小学校等)の学童。
 - (4) 既クラブに登録されていたが、保護者等の事情で千葉市外に居住・通学する事となった学童。
 - (5) その他特別事情がある場合は、役員会の承認を得る事。

表 彰 規 定

本規定は、「規約」第 29 条に基づき制定する。

第 1 条（表 彰）

次の事項に該当する会員は、表彰資格候補者として推薦し、常任理事会で承認の上、千葉市少年軟式野球協会と千葉市スポーツ連盟に推薦する。

- (1) 会員で、国・地方公共団体及び、外国から叙勲並びに、表彰された者に連盟本規定の他「慶弔規」で定める祝金規定に準じて処遇する
- (2) 連盟の発展のために、顕著に貢献したと認められる者
- (3) 連盟の発展のために、永年に亘り支援したと認められる者
- (4) 会員で、次の事項に該当する者は、千葉市少年軟式野球協会と千葉市スポーツ連盟に表彰候補者として推薦する
- (5) 連盟会員で、原則として連盟において 7～10 年以上活躍され、連盟発展のために尽力し、貢献したと認められた者
- (6) その他連盟が特に認めた者

慶 弔 規 定

本規定は、「規約」第 30 条に基づき制定する。

第 1 条（慶 弔 金）

連盟は下記「別表」通り慶弔金を、連盟会長名で贈ることが出来る。

「別 表」

(単位:円)

該当者／該当慶弔金	病気・怪我等の入院見舞	慶事等の祝金	弔 慰 金
(連 盟 役 員) 本 人	5,000	10,000	10,000
本 人 の 父 母			5,000
本 人 の 配 偶 者	5,000		5,000
会員の代表者又は それに準ずる者	5,000	5,000	5,000
上部団体・友誼団体の 役員・相談役・顧問等	5,000	5,000	5,000
団 体 ・ そ の 他 連 盟 創 立 記 念 式 典		5,000	
連 盟 か ら の 表 彰 お 祝 い 金		5,000 相当の祝い品	

第2条 (特例)

前条以外に特別事情がある場合は、常任理事会の承認で決めることができる。

規約第27条の別紙 (連盟審判員教育)

役員会細則第7条2項(6)の別紙 連盟登録審判員・連盟派遣審判員・連盟指名審判員の位置付

(表-1)

クラブ審判員	チーム 2名以上 受講の事	連盟の審判講習会を2回以上受講した各クラブの審判員(2回以下の受講者の帯同審判は、出来ない。但し、審判講習会で技術が認められた者を除く)	連盟各試合の帯同審判で、塁審までとし、上部団体の審判は出来ない。但し、記録員は除く。
連盟登録審判員	クラブチーム 2名登録の事	連盟の審判講習会を3回以上受講し、各クラブから推薦、登録した審判員。審判講習会で技術が認められた者。	上部団体各試合の帯同審判で、塁審までとし、連盟の低学年・小学部大会での球審が出来る審判員。
連盟派遣審判員	30名	登録審判員の中で技術が認められ、派遣審判講習会を受講した審判員。	連盟各試合の球審と、上部団体での塁審が出来る審判員。
連盟指名審判員	20名	派遣審判員の中で技術が認められ、指名審判講習会を受講した審判員。	連盟各試合の球審と、上部団体での球審が出来る審判員。

(注) 連盟主催の講習会は、下記の通り開催します。

※毎年、連盟春季大会前・夏季大会前・秋季大会後開催の内年2回

- (1) 連盟審判員講習会 (初心者・1回以上の受講者)
- (2) 連盟登録審判員講習会 (連盟の審判講習会を3回以上の受講者)
- (3) 連盟派遣審判員講習会
- (4) 連盟指名審判員講習会

役員会細則 第9条 別紙 役員構成と定員

(表-2)

役職名	担当職務	選任規定	役職名	担当職務	選任規定	
★会長	連盟全体総括	理事				
★副会長	会長代理	会長代行	★副理事長兼 大会副委員長	低学年大会委員長・理事長補佐	理事	
	理事長	大会委員長		理事・会長指名		
	事業部長	事業・渉外担当	理事・会長指名	○事業部次長	部長補佐・備品管理	理事・会員
★総務	事務局長	総務事務運営全般	理事・会長指名	○広報次長	広報全般	理事・会員
	会計部長	会計・財務全般	理事・会長指名	○事務局次長	事務局長補佐	理事・会員
				○会計次長	部長補佐	理事・会員
審判部	★審判部長	審判部統轄	理事・会員	○次長	部長補佐	会員
	☆部長代理	部長代行	会員	○審判指導員	審判員指導	会員
	☆副部長	部長補佐	会員	○審判指導員	審判員指導	会員
	☆主任審判員	部長補佐	会員	○審判指導員	審判員指導	会員
	○次長	部長補佐	会員	○特命指導員	審判員指導	会員
★代表監事	財務関係監査	理事	☆監事	代表監事補佐	理事・会員	
☆相談役	総務関係	球場・広報・事業	元役員	名誉顧問		
☆相談役	大会関係	大会・審判部	元役員	顧問		

★=常任理事 ☆=常任理事待遇 ○=理事待遇

- ※ 会長・審判部長推薦で特命審判指導員2名を選任する
- 1) 審判部役員を務め、特に技術が認められた者
 - 2) 審判部部員で、特に技術が認められた者